

目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会設置要綱

平成27年4月1日付け目環環第307号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区エコプラザの指定管理者として施設の管理運営を行う団体（以下「指定管理団体」という。）の当該公の施設の運営評価を行うため、目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することにつき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が行った管理運営業務の評価に関すること。
- (2) 評価基準に関すること。
- (3) その他指定管理者制度に関し、委員長が必要と認めること。

(組織及び委員の構成)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員4人以内をもって構成する。ただし、指定管理団体及び指定管理団体との関係において利害関係を有する組織の代表者及び役員又はこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む）は、委員になることができない。

- (1) 環境に関する学識を有する者
- (2) 経営に関する学識を有する者
- (3) 区内関係団体の構成員

2 前項の委員は、区長が委嘱する。

3 評価委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の中から互選で決定する。

4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第4条 評価委員会の委員は、会議及び評価の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(会議)

第5条 評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 評価委員会の会議は、非公開とする。ただし、評価委員会が公開する必要があると認めるときは、会議の一部又は全部を公開することができる。

(招集)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 評価委員会の事務局は、環境清掃部環境保全課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会が行う評価の方法及び評価委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則（平成18年7月24日付け18目環環第255号決定）

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

付 則（平成21年5月11日付け21目環環第389号決定）

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

付 則（平成22年5月7日付け22目環環第337号決定）

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

付 則（平成27年4月1日付け目環環第307号決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。